

# 愛知県高圧ガス安全協会規約

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 本会は愛知県高圧ガス安全協会といふ。

### (事務所)

第 2 条 本会は事務所を名古屋市におく。

### (目 的)

第 3 条 本会は愛知県下における、一般高圧ガス保安規則に基づく製造、貯蔵、消費、販売、輸送並びに容器および機器の製造、取扱い（以下一般高圧ガスと総称する）に関する関係行政官公庁と密接な連繋を保つとともに会員相互の連絡を密にし、災害の未然防止について、必要な事業を行い企業の健全な発展と公共の安全を確保することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 一般高圧ガス関係法令の普及
- (2) 一般高圧ガスの保安についての調査研究
- (3) 一般高圧ガスの移動にかかる地域防災に関する業務
- (4) 前各号について講演、講習会、研究会等の開催
- (5) 一般高圧ガス保安関係業務の指導援助および用具等の斡旋
- (6) 優良事業場および優良従業員、製造保安責任者の表彰
- (7) 会報等印刷物の刊行
- (8) 関係官公庁および関係団体との協力
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

### (会 員)

第 5 条 本会は愛知県下の一般高圧ガスに関連する事業を行うもので、本会の目的に賛同して入会したもの。

### (義 務)

第 6 条 会員は別に定める規程に従い会費を納入しなければならない。

2. 会員はこの規約およびこの規約の定めるところによりなされた決定を忠実に履行し、本会の目的を達成するよう努めなければならない。

### (入 会)

第 7 条 本会の会員になろうとする者は所定の申込書を会長に提出し会長の承認を得るものとする。

(会員資格の喪失)

第 8 条 本会は次に掲げる各号の一に該当するときは会員としての資格を失う。

- (1) 退会届が提出され会長の承認を得たとき。
- (2) 会の体面を傷つけ、またはその目的遂行に反する行為を行った者で理事会の議決により除名されたとき。
- (3) 第 5 条に定める会員の資格を欠いたとき。

### 第 3 章 役 員

(種 別)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	4 名
理 事	若干名
監 事	2 名

(選 任)

第 10 条 理事および監事は会員のうちから総会において選任する。

2. 会長、副会長は理事の互選により定める。
3. 理事および監事は相互に兼ねることができない。

(職 務)

第 11 条 会長は本会を代表し会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し会務を掌理し、会長があらかじめ定める順位に従い会長に事故あるときは職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
3. 理事は理事会を構成し会務の執行を決定する。
4. 監事は本会の業務および財産を監査する。

(任 期)

第 12 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 役員は辞任し任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報 酬)

第 13 条 役員は無報酬とする。

(顧問参与)

第 14 条 本会に顧問および参与を置くことができる。

2. 顧問および参与は理事会の推せんにより会長が委嘱する。
3. 顧問および参与は理事会に出席して意見を述べることができる。  
ただし、議決に加わることはできない。

## 第 4 章 会 議

### (種 別)

第 15 条 会議は総会および理事会の二種とし総会は通常総会および臨時総会とする。

### (構 成)

第 16 条 総会は会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。
3. 会長は理事会に監事を出席させることができる。ただし、監事は議決に加わることはできない。

### (機 能)

第 17 条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
  - (2) 会費に関する事項
  - (3) 事業計画の決定
  - (4) 事業報告の承認
  - (5) 理事会より付議された事項
  - (6) その他本会の運営に関する重要な事項
2. 理事会はこの規約に定めるものほか次の事項を議決する。
    - (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
    - (2) 総会に付議すべき事項
    - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開 催)

第 18 条 通常総会は毎事業年度経過後 2 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は理事会が必要と認めたときまたは会員の 3 分の 1 以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示し請求のあったとき開催する。
3. 理事会は会長が必要と認めたときまたは理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

### (招 集)

第 19 条 会議は会長が招集する。

2. 総会を招集するには会員に対し会議の目的たる事項および内容ならびに日時および場所を示し開会の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

### (議 長)

第 20 条 総会および理事会の議長は会長があたる。

### (定 足 数)

第 21 条 会議は総会においては会員の 5 分の 1 以上、理事会においては理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第 22 条 総会の議決は出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2. 理事会の議決は出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決)

第 23 条 会議に出席できない構成員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

(部会、委員会、支部)

第 24 条 本会は必要に応じ理事会の議決を経て部会、委員会、支部を設けることができる。

2. 部会、委員会、支部に関する規程は別に定める。

## 第 5 章 事 務 局

(事 務 局)

第 25 条 本会の事務および出納を処理するため事務局をおく。

2. 事務局に必要な職員をおくことができる。
3. 事務局に関する規程は理事会の議決を経て別に定める。
4. 職員の任免は理事会の議決により会長が行う。

## 第 6 章 会 計

(経 費)

第 26 条 本会の経費は会費その他の収入で支弁する。

(会計年度)

第 27 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

## 雜 則

(委 任)

第 28 条 この規約の施行について必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

1. この規約は昭和47年 4 月 1 日から実施する。
2. 本会設立当初の役員の任期は昭和48年 3 月 31 日までとする。